

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等に関してチェックリストや実践事例等を周知しますので、対応をお願いします。

事務連絡
令和4年1月12日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した
学習指導等について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、感染拡大の局面を迎えています。また、最近の感染者数の増加に伴い、臨時休業等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等（以下「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等」という。）が増加することが懸念されます。このことに関しては、本日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」を担当課等宛てにお知らせしていますので合わせてお知らせします。

こうした状況を踏まえ、本事務連絡は、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について、各学校において GIGA スクール構想によって整備された学習者用情報端末（以下「ICT 端末」という。）などを活用した学習活動を円滑に実施することができるよう、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について」（令和3年8月27日付け事務連絡）を更新しお示しするものです。下記を参照の上、家庭とも連携しながら必要な環境整備や準備を早急に進め、非常時にあっても児童生徒等の学びを止めないという観点から、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、文部科学省では[令和2年度遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業](#)の成果である、リーフレット「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育」（別紙3）や「遠隔教育システム活用ガイドブック」の第3章「家庭学習を支援する遠隔・オンライン学習」などでも、優良事例や必要な環境整備について整理していますので、併せて御活用ください。

なお、取組を進めていただく上で、教職員の負担軽減の観点からも情報通信技術支援員（ICT 支援員）や GIGA スクールサポーターといった支援スタッフの活用を進めていただきますようお願いします。

さらに、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等の準備状況に関する調査を近日中に行いますので、お忙しいところ恐縮ですが御協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対する ICT の活用等による学習指導に関する基本的な考え方

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められる。特に、一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT 端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT 端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要である。

以上のほか、学習指導に関する基本的な考え方の詳細については、以下に示す通知を参照されたい。

- ・[「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）](#) 2（1）基本的な考え方
- ・[「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和 3 年 2 月 19 日）](#) 5 学習指導等

2. 学校と自宅等の ICT 環境の整備

GIGA スクール構想により多くの学校で 1 人 1 台端末が実現し、学校 ICT 環境は格段に充実した一方で、学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備については必ずしも十分ではない地域や学校があると承知している。その早急な改善を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用や、現在文部科学省から事業募集を行っている、①民間事業者を活用して、端末やネットワ

ークトラブル、各種設定業務等の学校の ICT 運用を広域的に支援する体制を整備する「GIGA スクール運営支援センター整備事業」、②教師にも 1 人 1 台端末の不足分を整備するとともに、高機能なカメラやマイク、モバイルルーター、大型提示装置などのオンライン教育推進に必要な機器を追加整備する「学校の ICT を活用した授業環境高度化推進事業」の活用が考えられるため、整備が十分ではない自治体においては、積極的に検討されたい。(令和 3 年 12 月 20 日付け文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課及び高等教育局私学部私学助成課事務連絡参照。)

要保護児童生徒援助費補助金などの低所得世帯への支援施策において、家庭での ICT を活用した学習に係る通信費を支援していることにも留意されたい。

私立学校についても、1 人 1 台端末の整備や学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備等を検討されている場合は、「私立学校情報機器整備費補助金」及び「私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業費」を活用いただくよう、所轄の学校に対して改めて周知をお願いしたい。

上記補助金のほか、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や自宅等での学習を実施する際に生じる教材の購入等の経費については、「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」により補助を行っているが、令和 3 年度補正予算においても追加的な措置を行っており、学校の設置者におかれては、当該補助金の活用も検討されたい。(令和 3 年 12 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡参照。)

また、GIGA スクール構想により、高速大容量の校内ネットワークが整備され、外部との接続についても同時利用率を考慮して 1 台あたり 2Mbps 程度の通信速度を確保することを前提に整備が行われたところであるが、実際の運用においては何らかの原因(ボトルネック)により、遠隔・オンライン教育等に対応しうる通信速度が確保できない事例も指摘されている。このようにネットワークの通信速度が十分ではなく学習に支障が生じうる場合には、早急に保守事業者等の専門家によるアセスメントを実施し、課題の解消を図る必要がある。アセスメントの実施に当たっては、現在事業募集を行っている「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の活用について積極的に検討されたい。その際、事案の緊急性に鑑み、交付の内定前にやむを得ず事業着手する必要性が生じた場合は担当まで相談されたい。

3. やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導

(1) ICT 端末の持ち帰り

やむを得ず学校に登校できない場合において、ICT 端末を持ち帰り、自宅等での学習において ICT を効果的に活用できるようにするためには、日頃からの準備が不可欠である。このため、各学校設置者等においては、児童生徒への適切な利活用の指導やルール設定など、ICT 端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むよう、これまででも通知等によりお願いしてきたところであるが、現状において未だ必要な準備が終わっていない学校については一日も早い取組をお願いしたい。その際、「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について(通知)」(令和 3 年 3 月 12 日付け 2 文科初第 1962 号初等中等教育局長通知)において示した「1 人 1

台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」(別紙4)も再度参照されたい。

非常時の ICT 端末の持ち帰り学習について、実施の準備をしていない学校においては、早急に準備に取り掛かること。

(2) ICT を活用した学習指導等の着実かつ積極的な実施

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、別紙1や別紙2等も参考にしつつ、遠隔・オンライン教育をはじめ ICT を活用した学習指導等を積極的に実施すべく早急に組織的な取組を進められたい。

具体的には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等)を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられること。

準備や経験の状況によっては、まずは例えば、自宅等に持ち帰らせた ICT 端末の標準仕様とされているクラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフトウェアを活用して朝の会を行ったり、同時双方向型のウェブ会議システムで健康観察などを行い会話する機会を確保したりすることから始めるなど、児童生徒のコミュニケーションを絶やさない観点で、できる取組から着実に実施されたい。

文部科学省 HP「[子供の学び応援サイト](#)」では、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、NHK for School や、各教育委員会・大学・教科書発行者・NPO 法人等が作成した教材や学習動画等のコンテンツへのリンクを掲載しているため、適宜活用されたい。

併せて、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習・アセスメントができる文部科学省 CBT システム(MEXCBT:メクビット)も適宜活用されたい。利用開始手続き等については、文部科学省 HP「[文部科学省 CBT システム \(MEXCBT:メクビット\) について](#)」を参照すること。

なお、学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体(SARTRAS)に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することが可能である(授業目的公衆送信補償金制度)。詳細は、[SARTRAS のウェブサイト](#)を参照されたい。

(3) ICT を活用した学習指導の指導要録上の取扱い

やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、その学校に登校できなかった日数は、出席にも欠席にもならず、指導要録上の「出席しなければならない日数」から除外

することとしていること。

その上で、やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習指導を行ったと校長が認める場合には、指導要録に「オンラインを活用した特例の授業」として記録すること。

以上のほか、ICT を活用した学習指導の指導要録上の取扱いについては、以下に示す通知等を参照されたい。

- ・[「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）](#) 2（3）指導要録上の取扱い
- ・[「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号初等中等教育局長通知）](#)
- ・「指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について（周知）」（令和3年10月1日付け事務連絡）
- ・[「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月6日付け3文科初第1178号初等中等教育局長通知）](#)
- ・「指導要録における「出席停止・忌引等の日数」の欄の取扱いについて（周知）」（令和3年10月22日付け事務連絡）

4. 幼稚園における ICT 活用について

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討すること。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した[「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」](#)も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組むこと。

なお、家庭との連携を円滑にする観点から、幼稚園における ICT 環境の整備に際しては、「教育支援体制整備事業費交付金」も近日中に事業募集を行う予定としているので、積極的に活用されたい。

- (別紙1) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト
- (別紙2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等自治体の事例
- (別紙3) 学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育
- (別紙4) 1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント

<本件連絡先>

文部科学省電話 03-5253-4111(代表)

- 事務連絡の全般的な事項に関すること
初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム(内2085)
- 学校等の ICT 環境の整備に関すること
初等中等教育局修学支援・教材課(内3578)
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導及び
ICT を活用した学習指導の指導要録上の取扱いに関すること
初等中等教育局 教育課程課(内2369)
- 私立学校情報機器整備費補助金及び私立高等学校等ICT教育設
備整備推進事業費に関すること
高等教育局私学部私学助成課(内2547)

やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト

このチェックリストは、教育委員会・学校の取組を自らが確認し、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒（以下「児童生徒」を言う。）への ICT を活用した学習指導等を行うためのものです。

非常時において、同時双方向型のウェブ会議システム等を活用した学習指導や、ICT ツールを活用した朝の会などを通して学校と児童生徒、児童生徒同士等がつながる機会を確保することは、学習に著しい遅れが生じないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係等を継続するためにも重要です。



教育委員会・学校内での現状の準備状況やこれから実施すべきことを把握し、以下の例を参考としつつ、できることから早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、その際、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）を参照してください。

1. ICT を活用した学習指導等の実施

学校においては、下記 2. の準備や経験が十分でなかった場合でも、児童生徒に対しては ICT 端末を自宅等に持ち帰らせるなどして、児童生徒の学びを止めないことが重要であり、以下の例を参考としつつ、できる取組から実施してください。

① 指導全般

- 同時双方向型のウェブ会議システムやクラス管理機能等を活用して、朝の会、健康観察等により、学校と家庭をつなぎ、規則正しい生活習慣を維持したり、学校と児童生徒、児童生徒同士等の関係を継続したりしているか。
- 学習者用デジタル教科書、デジタル教材やオンデマンド動画等の既存のコン

テンツ等（文部科学省の「子供の学び応援サイト」や各教育委員会の学習サイト等を参照。）を活用しているか。

- 課題を配信する際には適切な内容や量となるよう留意しているか。
- 学校・家庭での ICT 端末利用にあたって、児童生徒の健康影響や情報モラルに配慮しているか。

② 臨時休業等により一斉での ICT を活用した学習指導等を行う場合



【写真：学習指導の例】

指導者用 ICT 端末を利用し、同時双方向型ウェブ会議システムで授業を実施。大型提示装置にも接続して、児童生徒の様子を教師が把握しやすくしている。場合によっては、教師の自宅等から行うことも考えられる。

- 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導等を行っているか。
- 児童生徒がチャットで質問したりすることができるなど、個別に指導を受けられるようにするなどしているか。

③ 出席停止等の児童生徒と自宅等をつないだ ICT を活用した学習指導等を行う場合



【教室での接続の例①】

ICT 端末を教卓に設置して、黒板や教師の姿を自宅等にいる児童生徒と共有している。



【教室での接続の例②】

ICT 端末を据え付けた三脚を設置。同時双方向型のウェブ会議システム等を利用して、授業に自宅等にいる児童生徒が参加できるようにしている。マイクも利用。



【オンラインでの面談の様子】

必要に応じて、授業後や放課後等にオンラインでの面談を実施し、コミュニケーションを取ることもできる。

- 教室と自宅等をつないで、授業に参加できるようにして、孤独感や不安感を軽減しているか。
- 児童生徒がチャットで質問したりすることができるなど、個別に指導を受けられるようにするなどしているか（再掲）。

2. 学校と自宅等の ICT 環境の整備

児童生徒への ICT を活用した学習指導等がいつでも実施できるよう、教育委員会は学校と協力して、自宅等の通信環境の把握、学校の ICT 環境の整備・準備等を行っておく必要があります。特に、同時双方向型のウェブ会議システムを活用する際には音声安定していることに留意する必要があります。また、学校において不足しているものがあれば、教育委員会において整備等の支援を行う必要があります。

① 自宅等での利活用に向けた準備

- ICT 端末等を自宅等に持ち帰り、安心・安全に使用するためのルールやガイドラインなどを明確にし、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示されているか。
- ICT 端末等が自宅等でも利用可能か、自宅等の通信環境について把握しているか。
- ICT 端末等を自宅等に持ち帰る時、通信環境が整っていない自宅等に対する具体的な対策を講じているか。
(可搬型通信機器(モバイル Wi-Fi ルーター、USB 型 LTE データ通信機器(USB ドングル)、SIM カード)の貸与、自宅等での Wi-Fi 利用に関する支援等)
- 非常時に上記通信環境等が整っていない場合に、当該児童生徒が学校や公共機関等の ICT を活用した学習が継続できる環境を整えているか。
- 非常時に備え、ICT 端末の持ち帰り、自宅等での学習において ICT を活用しているか。

② 学校での ICT 環境に関する準備

- 児童生徒への ICT を活用した学習指導等に必要となる学校・教員・児童生徒が使用する機材について、教育委員会において準備しているか。

【必ず必要なもの】

- 指導者用 ICT 端末
- 学習者用 ICT 端末

【活用すると有用であるもの】

- 同時双方向型のウェブ会議用マイク（指導者用 ICT 端末にマイクがない場合、指導者用 ICT 端末のマイクでは不十分な場合等に必要）
 - 外付けカメラ・三脚（指導者用 ICT 端末にカメラがない場合、黒板を映す場合等に必要）
 - 実物投影機（教科書や資料集、実物や書籍等を投影したい場合）
 - 大型提示装置（教材の提示を行う、児童生徒の様子（健康観察等）を把握するなどの場合）
 - 上記外部機器を接続するためのケーブルやアダプタ等
- 教育委員会において、学校に必要なネットワーク環境を整備し、教室からの通信速度の測定を行うなど、円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認しているか。

③ 教師が自宅等から学習指導等を行う場合の準備

- 教育委員会において、教師の自宅等から円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認しているか。

④ 教育用に無償で提供されている学習用ツール※

※GIGA スクール構想により整備された ICT 端末の標準仕様となっているツール等について別添のとおり。

- クラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフト等を利用できるよう、サービスやアカウントを準備・設定するとともに、利用のルールをわかりやすく示しているか。
- クラス管理機能等を含む汎用的なソフトや同時双方向型のウェブ会議システム等を平常時から、教室に加え自宅等でも利用し、児童生徒が使用に慣れるようにしているか。

やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等

自治体の事例

「やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等を行うためのチェックリスト」に関する参考資料として、GIGA StuDX推進チームで情報収集した自治体の事例を紹介します。



自治体等	概要	1. ICTを活用した学習指導等の実施	2. 学校と自宅等のICT環境の整備
茨城県 つくば市	学校ICT教育に関する資料等が掲載されています。「運用の手引き」や「ICT教育活用実践事例集」「持ち帰りの手引き」「オンライン学習の手引き」等がPDFで示されており、すぐに参考にすることができます。	◎	○
群馬県	教職員に向けたポータルサイトです。FAQや活用のイメージ作り、研修等様々な情報を得ることができます。また、活用事例や有識者が対談しているWebセミナー動画も視聴することができます。	○	
埼玉県	授業を行う上で必要なアプリケーションが3 OS毎に明示してあるため、すべての自治体で活用が可能です。各教科等で豊富な実践例が紹介されていて、指導案が略案形式で見やすいため、ポイントが明確化されすぐにでも活用できます。	○	
埼玉県 さいたま市	令和3年度の2学期開始にあたり、コロナ禍において、自宅でも学校でも選択して授業が受けられる「ハイブリッド授業」を実施しました。教育委員会による情報発信や、教師同士の情報交換、教員研修をととして取組を進めました。	◎	○
東京都 墨田区	ICT端末の基本的な使い方やルール、保護者へのお便りなど、多くの資料が掲載されています。「タブレット授業・家庭学習イメージ図」なども参考になります。墨田区内の学校の取組も紹介されています。	○	○
東京都 世田谷区	世田谷区が考えるGIGAスクール構想を「1人1台のタブレットを活用した新たな学び」として示しています。児童生徒や保護者の方への資料がPDFや動画で紹介されています。	○	○
神奈川県 相模原市	GIGAスクール構想を相模原市としての考え方や留意点、目標等が、1冊のハンドブックにまとめられています。各教科等におけるICT活用のポイントも記載されています。	○	○
新潟県 新潟市	iOSのアプリケーションが、活用場面や種類別に分かりやすくまとめられています。また、教科ごとの実践例もまとめられています。地域や保護者向けの文書、ICT端末貸与や利用に関するQ&Aが掲載されています。	◎	○
長野県	授業におけるICT端末の活用や、3 OS対応のスタートガイド・活用ガイドが紹介されています。2つのガイドは、PDF資料と2次元コード資料で構成されており、カメラから読み込んですぐに資料を確認することができます。	○	
岡山県	教職員に必要なICT活用指導力に関する31のチェック項目があり、各研修は動画とPDF資料の1セットで構成されています。動画の再生時間は約10～20分です。	○	
山口県	クラウドサービスの基本的な操作方法に関する動画や、研修プログラムが多数掲載されています。各コンテンツは自己研修や校内研修の素材としてすぐに使える状態にまとまっているため、教育委員会や学校でニーズに合わせて活用できます。	○	○
熊本県	学校や研修を主導する教師に向けて、研修プログラムの組み立て方や事例などを紹介しています。研修計画を立てる際に役立つ情報が研修用ガイドという形で冊子形式にまとまっています。	○	◎
熊本県 熊本市	オンラインによる学習指導を行うために、教師に向けて、「オンライン授業のスムーズステップ」「授業モデル」が紹介されています。また、授業の事後アンケートでは、実施した内容や子供や保護者の感想も紹介されています。	○	○
大分県	オンラインによる学習指導の実施に向けたウェブサイトを構築し、授業のモデル例を示した資料や、アプリケーションの操作方法の動画などが整理して掲載されています。	○	○
鹿児島県	ICT端末の活用について、教職員、子供たち、保護者に必要な情報が揃っています。「しら・とる・つく・とる」を合言葉にした分かりやすい研修資料、そして3 OSの活用に関する情報等について豊富な事例が掲載されています。	○	

※ 参考資料では、チェックリストを確認する際に参考となる事例に○、これから検討する際に参考となる事例に◎を付けています。また、1. ICTを活用した学習指導等の実施については、やむを得ず登校できない状況を踏まえ、端末の持ち帰り等を想定した基本的な考え方や事例等、2. 学校と自宅等のICT環境の整備については、自治体としての事例という観点で整理しています。

URL : <https://www.mext.go.jp/studxstyle/special/2.html> (令和4年1月現在)

つくば市

つくば市の学校ICT教育に関する資料等が掲載されています。「運用の手引き」や「ICT教育活用実践事例集」「持ち帰りの手引き」「オンライン学習の手引き」等がPDFで示されており、すぐに参考にすることができます。

アクセス方法

- 「つくば市 GIGA」で検索をします。「つくば市GIGAスクール構想 つくば市先進的ICT教育」を選択します。
- 「つくば市GIGAスクール構想」「ICT教育活用実践事例集」「つくば市ICT教育の歩み」「オンライン学習で学びが深まる」等の項目があります。



ウェブページ内

- 実践事例等がPDFで示されており、ダウンロードすることができます。
- 「オンライン学習で学びが深まる」では、学習者用端末Q&Aやオンライン学習を行うための様々なマニュアル等が示されており、ダウンロードすることができます。



内容

- 「PC持ち帰り学習の手引き」や「端末利用啓発リーフレット」等、持ち帰りについての資料が充実しています。
- 「<つくばシームレス教育> オンライン学習の手引き」では、オンライン授業を始めるためのポイントが示されており、ダウンロードすることができます。



URL : <https://www.tsukuba.ed.jp/~ict/>

(令和4年1月現在)



群馬県

教職員に向けたポータルサイトです。FAQや活用のイメージ作り、研修等様々な情報を得ることができます。また、活用事例や有識者が対談しているwebセミナー動画も視聴することができます。

アクセス方法

- 「群馬県 ICT」で検索をします。
- 「G.ICT」というサポートサイトは、1人1台端末の有効な活用に向けて教職員をサポートする内容が書かれています。



ウェブページ内

- 「活用事例」では、群馬県の小学校での研究発表の様子や実践発表会の様子を動画で視聴することができます。
- 「FAQ」は、ICT端末の使い方について項目ごとにまとめられています。



内容

- 活用のための研修ページは、「ICT支援員の役割や業務」「1人1台端末の活用に向けたWebセミナー」等、動画で有識者の対談を視聴することができます。



URL : <https://ict-support.gsn.ed.jp/>



埼玉県

授業を行う上で必要なアプリケーションが3 OS毎に明示してあるため、すべての自治体で活用が可能です。各教科等で豊富な実践例が紹介されていて、指導案が略案形式で見やすいため、ポイントが明確化されすぐにでも活用できます。

アクセス方法

- 「埼玉県立総合教育センター」で検索します。
- 埼玉県立総合教育センターウェブページのトップページにある「GIGAスクール構想」時代のICT活用ガイドのバナーをクリックします。



ウェブページ内

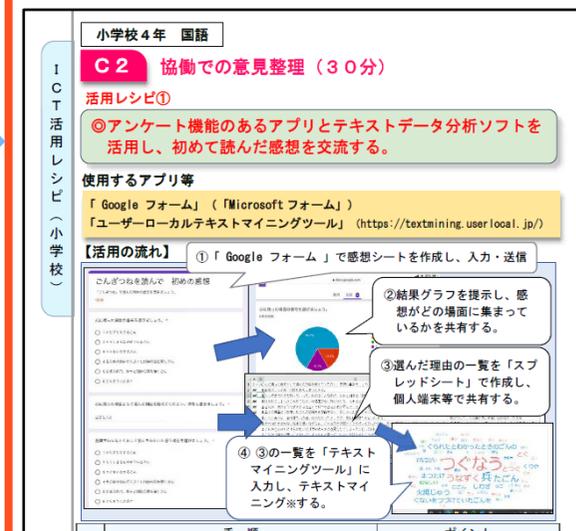
- 小・中・高・特の各教科等ごとの例示があります。
- それぞれの校種についてダウンロードが可能です。

- ・ ICT活用ガイド
- ・ ICT活用レシピ (小学校編)
- ・ ICT活用レシピ (特別支援学級・通級指導教室編)
- ・ ICT活用レシピ (中学校編)
- ・ ICT活用レシピ (ダイジェスト版)
- ・ 小・中版ICT活用レシピ (一括ダウンロード版)

※パソコンやタブレットで閲覧してください

内容

- 指導計画、ICTの活用の流れ等の例示があります。
- ダウンロードや閲覧をする際には、一括ダウンロード版やダイジェスト版など選択することができます。



URL : <https://www.center.spec.ed.jp/>

(令和3年6月現在)



墨田区

ICT端末の基本的な使い方やルール、保護者へのお便りなど、多くの資料が掲載されています。「タブレット授業・家庭学習イメージ図」なども参考になります。墨田区内の学校の取組も紹介されています。

アクセス方法

- 「墨田区 GIGA」で検索します。
「墨田区GIGAスクール構想について 墨田区公式ウェブサイト」というウェブページです。
- GIGAスクール構想に関する特集ページになっています。



ウェブページ内

- 「使い方とルール」「学校での活用」「家庭での活用」「学校での取り組み紹介」の4項目に分けて表示されています。
- 基本操作の説明やリーフレットなど、PDFファイルで資料として活用できるものが多数あります。



内容

- 学校での活用をイメージしやすいように動画で授業が紹介されています。
- 家庭向けのリーフレットには、保護者からのよくある質問や持ち帰りを想定した家庭での使用ルールについても掲載されています。



URL : https://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyouiku/kyouiku/school/oshirase/GIGA-school.html



(令和3年7月現在)

世田谷区

世田谷区が考えるGIGAスクール構想を「1人1台のタブレットを活用した新たな学び」として示しています。児童生徒や保護者の方への資料がPDFや動画で紹介されています。

アクセス方法

- 「世田谷区 ICT」で検索します。
- トップページ内の「探究的な学びを推進する1人1台の情報端末の活用」を選択します。

ウェブページ内

- タブレット端末に関するFAQや教職員向け、児童生徒向け、保護者向けの配布資料等があります。

内容

- 児童生徒や保護者からの質問に答えるPDFや保護者向けオンラインセミナーの動画などがあります。

URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/d00188984.html>

(令和3年7月現在)



相模原市

GIGAスクール構想を相模原市としての考え方や留意点、目標等が、1冊のハンドブックにまとめられています。各教科等におけるICT活用のポイントも記載されています。

アクセス方法

- 「相模原市、教育センター」で検索をします。
- トップページ内の「教育の情報化」を選択します。



ウェブページ内

- 相模原市で進めているGIGAスクール構想について1冊のハンドブックにまとめています。その他にもプログラミング教育等のハンドブックがあります。

ここでは、相模原市の教育の情報化についての情報を掲載してあります。

NEW! 相模原市のGIGAスクール構想

さがみはらGIGAスクールハンドブック

PDFファイル 17.1MB
全108ページ
※ダウンロードの際は容量にお気を付けください

相模原市で進めるGIGAスクール構想は、全てこの1冊にまとめて掲載してあります。詳細な内容についてお知りになりたい方は、ぜひ一読ください。

▼相模原市の情報活用能力育成のためのプランや教材▼





相模原プログラミング 情報モラルハンド 情報活用ハンドブック

内容

- GIGAスクールの1日の流れや小学校や中学校等における各教科の活用ポイントが記載されています。PDF化されていて、ダウンロードが可能です。

3 GIGAスクール開始の準備をしよう

- ① 1人1台のタブレット・PCの準備
- ② 児童生徒及び教職員のアカウント
- ③ Classroomの作成
- ④ アカウントへのログインとClassroomの運用

4 ICTを活用した授業づくりについて

- ① GIGAスクールの授業風景
- ② GIGAスクールの授業展開のイメージ
- ③ 課題 授業づくりに関する基礎
- ④ ICTを活用すると何が出来るのか
- ⑤ 各教科等におけるICT活用のポイント



さがみはら
GIGAスクール
ハンドブック

相模原市教育委員会

URL : <http://www.sagamihara-kng.ed.jp/kyouikucenter/>



新潟市

iOSのアプリケーションが、活用場面や種類別に分かりやすくまとめられています。また、教科ごとの実践例もまとめられています。地域や保護者向けの文書、ICT端末貸与や利用に関するQ&Aが掲載されています。

アクセス方法

- 「NIIGATA GIGA SUPPORT WEB」で検索します。



ウェブページ内

- 最新情報が「お知らせ」で掲載されています。目の健康啓発マンガや持ち帰り活用のすすめ等随時更新されています。また、更新情報の中には、iOSにおけるアプリカタログもまとめられています。
- 他校等の活用事例には、教科ごとの活用事例がまとめられています。




内容

- 「持ち帰り活用」「Q&A」等が動画やPDFにまとめられています。また、保護者向けコンテンツも充実しています。



URL : <https://niigata-giga.info>



Apple

Google

Microsoft

ハード面
研修

クラウド
研修

活用
事例

持ち帰り

保護者
向け

自治体事例

長野県

授業におけるICT端末の活用や、3 OS対応のスタートガイド・活用ガイドが紹介されています。2つのガイドは、PDF資料と2次元コード資料で構成されており、カメラから読み込んですぐに資料を確認することができます。

アクセス方法

- 「長野県 GIGAスクール」で検索します。「長野県ICT教育推進センター」のページを選択します。
- トップページでは、小中学校や高等学校、市町村教育委員会を支援するメニューを紹介しています。



ウェブページ内

- 授業における活用を子供の活用・教師の活用・子供と教師の活用に分けて内容を紹介しています。
- ページの下部には持ち帰りについてのPDFが掲載されています。



内容

- 項目ごと・3 OSごとに内容が示されたリンク集となっています。
- 2次元コード表もあります。



URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyogaku/kyoshokuin/shiryo/ict.html>

(令和3年7月現在)



岡山県

教職員に必要なICT活用指導力に関する31のチェック項目があり、各研修は動画とPDF資料の1セットで構成されています（ユニット研修）。動画の再生時間は約10～20分です。「教育クラウドの活用」や「校務の情報化」などの内容が掲載されています。

アクセス方法

- 「岡山県 教育の情報化」で検索します。教育委員会＞総合教育センター＞「教育の情報化ユニット研修(GIGA端末導入期編)」の順に進んでいきます。
- 義務教育課のページには「GIGAスクール構想に係る各教科等におけるICT活用事例集」で小学校・中学校別の冊子があります。



ウェブページ内

- ICT機器・教育クラウドアプリの活用から、情報活用能力の育成や情報セキュリティなど、幅広い内容を扱っています。
- 動画の他に資料が閲覧用と印刷用で分けられています。

教育の情報化ユニット研修 <GIGA>	
<input type="checkbox"/> 1 教育の情報化の三本柱をもとに校内の取組を説明できる。	unit 1 教育の情報化を考
<input type="checkbox"/> 2 授業の中で実物投影機を活用できる。	unit 2 大きく映して説明
<input type="checkbox"/> 3 授業の中でフラッシュ型教材を活用できる。	unit 3 一斉指導における
<input type="checkbox"/> 4 タブレット端末の基本操作が分かる。	unit 4 タブレット端末基
<input type="checkbox"/> 5 授業の中で効果的なICT活用ができる。	unit 5 ICTの効果的な活用
<input type="checkbox"/> 6 Chromebookの基本操作が分かる。	unit 6 Google for Educa プ)
<input type="checkbox"/> 7 授業の中でJamboardが使える。	unit 7 ホワイトボードで

内容

- 各ユニットの資料の中でポイントが示されています。アプリケーションのインストールや基本操作から説明があることでオンラインの研修でも取り組みやすいです。
- 動画だけでなく、PDFと組み合わせることで何度も見直すことができます。

Unit ユニット研修 教育の情報化編

05

ICTの効果的な活用を考 (授業づくりと模擬授業、デジ

【ねらい】
授業の中でICTを効果的に活用し、普段の授業に取り入れること

【ポイント】
 ① ICTを効果的に活用した学習

URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/683507.html>

(令和3年7月現在)



山口県

ウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ（通称：YAMA-LABO）」では、クラウドサービスの基本的な操作方法に関する動画や、研修プログラムが多数掲載されています。「LABO」という名前の通り、各コンテンツは自己研修や校内研修の素材としてすぐに使える状態にまとまっているため、教育委員会や学校担当者がニーズに合わせて活用できます。

アクセス方法

- 「山口県教育委員会」で検索します。
- トップページ内の「YAMA-LABO」のバナーを選択します。



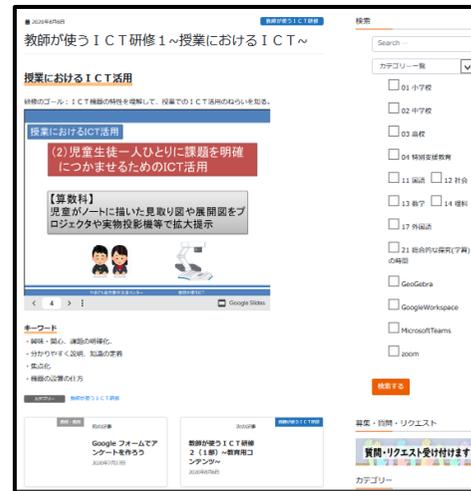
ウェブページ内

- 「研修動画・資料」には、校内研修において活用できる研修動画・資料を多数掲載しています。
- 「授業におけるICTの普段づかいに向けて」には、クラウドサービスの活用方法の動画を掲載しています。「ICT活用研修プログラム」として「情報モラル」「教師が使うICT研修」「児童生徒が使うICT研修」の3つの研修プログラムが示されています。



内容

- 研修プログラムの各ページにはスライドが埋め込まれており、大きく提示することでそのまま研修に活用することができます。
- スライドのオプションから読み原稿を表示することもできるようになっています。



URL : <https://www.ysn21.jp/wp2/>

(令和3年7月現在)



熊本県

学校や研修を主導する教員に向けて、研修プログラムの組み立て方や事例などを紹介しています。研修計画を立てる際に役立つ情報が研修用ガイドという形で冊子形式にまとまっています。

アクセス方法

- 「熊本県 教育の情報化」で検索をします。
- 「ICT活用研修パッケージ」以外にも「情報モラル」や「保護者向け資料」等、参考になる情報があります。



ウェブページ内

- 研修用ガイドという形で冊子形式にまとまっており、見やすくなっています。
- 「ここから始めるICTガイド」「情報活用能力育成ガイド」「ICT活用研修ガイド」等各校種及び教育テーマごとのICT活用研修パッケージガイドブック集があります。



内容

- 研究主任がファシリテーターとして推進していくことをねらいとして作られていて、今後の授業づくりの事例としても参考になります。



URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/list222.html>

(令和3年6月現在)



熊本市

オンラインによる学習指導を行うために必要な情報が掲載されています。教員に向けて、「オンライン授業のスマールステップ」「授業モデル」が紹介されています。また、授業実施後のアンケート結果では、実施した内容や授業を受けた子供、そして保護者の感想も紹介されています。

アクセス方法

- 「熊本市 オンライン授業」で検索をします。
- 教育センターのウェブサイト内には、「オンライン授業」以外にも、1人1台タブレット端末の運用について教員向け、保護者向け、児童生徒向けのリーフレットを掲載し、ICT端末の活用方法が紹介されています。



ウェブページ内

- オンラインによる学習指導を行うために必要なログインの方法やウェブ会議ソフトの使い方が掲載されています。
- 「オンライン授業のスマールステップ」では、授業で行う内容が取り組みやすいものから順に5段階に整理されています。

オンライン授業のスマールステップ (例)

	昼間以外の時間に保護者と一緒にスマートフォン・タブレット・PC等を使用する場合	昼間保護者と一緒にスマートフォン・タブレット・PC等を使用する場合	昼間子どもが自分のスマートフォン・タブレット・PC等を使用する場合
ステップ1		・健康観察のカード（健康状態やメッセージ）を ・学校と家庭の連絡手段としてカードでメッセージを送る。	
ステップ2		・健康観察のカード（健康状態やメッセージ）を ・写真カードを送る。	
ステップ3	・健康観察に加え、学習課題やプリントをカードで送り、取り組んだものを保護者と一緒に提出する。 ・写真カードを送る。		・健康観察に加え、提出する。 ・写真カードを送る。
ステップ4			

内容

- オンラインによる学習指導をどのように行ったらよいかイメージしやすい授業モデルが指導案の形式で示されています。

オンライン授業のモデル			
【使用アプリ】 ・ロイノート（授業支援アプリ） ・Zoom（ビデオ会議システム）			
【遠隔授業の流れ】			
主な活動	使用アプリ	活動の内容	活動の様子
1 健康観察を行う。 (10分程度)	ロイノート Zoom	・ロイノートのカードに健康状態を記入し、提出前に提出する。 ・Zoom のビデオ会議で、健康状態を確認する。	
時間を決めて (例) 午前9:00			
学習課題を伝える			
2 課題を説明する (10分程度)	Zoom	・Zoom のビデオ会議を使用して、課題を説明する。画面共有機能を使用することで、デジタル教科書・プレゼンテーションスライド・タブレット端末の画面等を提示することができる。	
時間をかけて取り組む課題 複数の教科を合わせて取り組む課題			

URL : <http://www.kumamoto-kmm.ed.jp/link/iinkai/online/>

(令和3年8月現在)





自治体事例

大分県

オンラインによる学習指導の実施に向けたウェブサイトを構築し、授業のモデル例を示した資料や、アプリケーションの操作方法の動画などを整理して公開しています。

アクセス方法

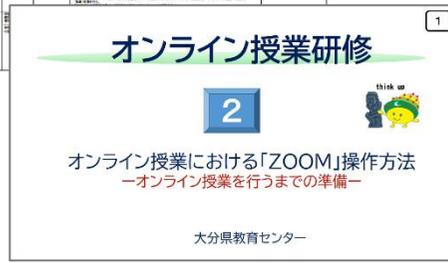
- 「大分県教育委員会」で検索します。
- 「組織でさがす」→「教育機関等」→「教育センター」→「オンライン授業」をクリックします。



ウェブページ内

- オンラインによる学習指導のモデル例、ウェブ会議アプリの操作方法、研修動画が用意されています。
- 研修動画で使用しているスライドデータも公開されています。

授業生徒の動き	指導者の動き
学習活動	授業の進め方
zoom機能	zoom機能
指導・支援内容	指導上の留意点



内容

- 特に、「遠隔会議アプリケーションを活用したオンライン授業の充実に向けて」のPDF資料は、授業の場面ごとに、使用するアプリの例や指導上の留意点等を整理してまとめてあるため、実施したい授業の内容に合わせて活用できます。

指導者の動き		
指導・支援内容	zoom機能	指導上の留意点
【オンライン授業前】に確認しておくこと ●各会室に、オンライン授業に参加するための端末や通信環境があるか確認する(端末等が用意できない会室への対応及び対策を講ずる) ●ZOOM等、遠隔会議アプリのインストール手順の説明書を配布する。(オンライン授業日を明記し、期1週間程度を準備期間とする) ●家庭での作業が難しい場合の対応を考慮しておく。(家庭での準備等が難しい場合は学校で授業に参加するなどの対応が考えられる) ●教室の端末等を使用すること等、家庭への協力依頼する文章を送付する。	●ミーティングID ・パスワード	●接続確認テスト等を兼ねて、長時間のオンライン授業の音声を確認。 ●チャット機能などで、「みんなの顔」が確認できること、チャットや音声がやりとりできることを実感させ、「クラス」であることを意識させる。 ●アプリのダウンロード方法を説明書に明記するとともに、児童生徒・保護者に確実に伝える。
【前日までに実施すること】 ●遠隔会議アプリのログイン方法や基本的な操作を説明した資料を配布。 ●児童生徒にIDとパスワードを伝える。 ※IDとパスワードは、後者に知らせないよう指導する。(情報モラルセキュリティの観点からも、必ず指導する) ●補充の学習計画表を送る。(メール又は郵送)	●ミーティングID ・パスワード	●オンライン授業のためのIDとパスワードを伝える。 ●事前に送る資料を印刷して、読み直したり書き込んだりできるようにする。 ●児童生徒が自宅で印刷できない場合 ・計画的に、来校する場合は郵送する。 ・急な場合は、来校を要する場面共有で提示し、書き取らせる。 ●タブレットにトラブルが起きた際の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者に説明しておく。 ・学習計画表に際し、「学習の手引き」等を参考に、一人学習ができるようにしておく。 ※教科書やノートがなければ「一歩んずり」ができるようにしておく。(メール又は郵送)

URL : <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/online-jyugyou.html>



(令和3年8月現在)

鹿児島県

ICT端末の活用について、教職員、子供たち、保護者に必要な情報が揃っています。「しら・とる・つく・とる」を合言葉にした分かりやすい研修資料、そして3 OSの活用に関する情報等について豊富な事例が紹介されています。

アクセス方法

- 「鹿児島県 GIGA」で検索します。「鹿児島県GIGAスクール構想の実現に向けて」というトップページです。
- 下にスクロールするとさまざまな情報のリンクが付いています。



ウェブページ内

- 3 OSのリンクや研修等について動画や資料が豊富に用意されています。
- 市町村教育行政関係者向け情報には児童生徒のIDカードの発行の手順や、他自治体への参考リンク等が掲載されています。

GIGAスクール 研修用資料(外部リンク)

Windows Teams

操作資料・動画等

【PDF】「Microsoft Teams 使い方マニュアル」

【コンテンツ】「はじめてのTeams」 Teamsの概要

【コンテンツ】「はじめての遠隔学習」 Microsoft TeamsとOffice365でつながりを維持する

【コンテンツ】「はじめてのWindows10」 Microsoft Whiteboardの使い方

【コンテンツ】「はじめてのForas」 概要・質疑応答編

【コンテンツ】「はじめてのインクルーシブ教育」 ICTに学びを救われる子はあなたのそばにいる

【映像】 Microsoft Teams 使い方(教職員向け)

【映像】 Microsoft Teams 使い方解説 ※連続で数本再生できます

【映像】 Teamsって何？ オンライン授業のことはじめ！ フェチャーラールーム#1

【PDF】教育向けMicrosoft Teams クイックスタートガイド

【PDF】 Microsoft Teamsでオンライン授業をするための手順書

【PDF】 Microsoft 365 Education 活用法リンク集 ※リンクよりコンテンツを利用できます

実践事例等

【映像】 GIGA PCやOffice365を活用した現場の先生方が作成した実践事例【Empowered JAPAN】

【映像】 足立学園中学校・高等学校「Teamsを活用した最先端のICT教育」

【映像】 学校再起動～Teamsが活性化する学びとコミュニケーション～

内容

- 3 OSをはじめとしたさまざまな情報が集約されたハブのような活用が可能です。
- 動画のリンクも豊富なので、教職員の方々の自己研修に活用できます。



URL : <http://www.edu.pref.kagoshima.jp/GIGAschool/top.html>

(令和3年7月現在)



1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント

（基本的な考え方）

- GIGA スクール構想で整備された1人1台端末を積極的に活用していく観点から、児童生徒が安心・安全に端末を使用できるようにするため、別添「GIGA スクール構想 本格運用時チェックリスト」を参照しながら、学校設置者や学校現場において事前に十分な準備等を行うことが必要である。
- その際特に、児童生徒に対し、安心・安全に利用するための使用ルールなどを指導するだけでなく、保護者や地域の方々など関係者にも理解と協力を得ながら、児童生徒が安心・安全に端末を利用できる環境を整えることが重要である。
- このため、保護者等との間で事前に確認し、共通理解を図っておくことが望ましい主なポイントを下記の通り整理したので参照願いたい（内容に応じて、児童生徒本人に対しても確認・指導されたい）。

1. 児童生徒が端末を扱う際のルール
2. 健康面への配慮
3. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方
4. トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み

- また、学校設置者等において、上記ポイントだけでなく、それぞれの学校や家庭、地域の実情等を踏まえて対応することができるよう、1人1台端末環境の本格運用に向けて保護者等との事前確認や共通理解を図るためのパンフレットやリーフレットを作成している先行自治体の取組を参考資料としてまとめたので、参照願いたい。

記

1. 児童生徒が端末を扱う際のルール

各学校や各学校設置者において端末を扱う際のルールについてどのような目的や趣旨で定めたかを説明するとともに、その目的や趣旨を各家庭においても踏まえて使用していただきたいこと。

(ご家庭と共有するルールの例)

- 使用時間を守る
- 端末・アカウント (ID)・パスワードを適切に取り扱うこと
(例：第三者に端末を貸さない、第三者にアカウント (ID)・パスワードを教えない 等)
- 不適切なサイトにアクセスしない
- インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない
- 充電は学校や学校設置者が定めたルール以外の方法を行わない
- アプリケーションの追加／削除、設定の変更は、学校設置者・学校の指示に沿って行う
- 端末を使うときは、落としたり、ぬらしたりしないように注意する
- 学習に関係のない目的では使わない
等

2. 健康面への配慮

学校・家庭での利用を通じて、子供たちの健康影響に配慮しながら使うことが重要であること。

(学校内・外を問わずに ICT 機器全般の利用機会が広がることが見込まれることから、家庭においても、利用時間等のルールを定めることなども有効)

(ご家庭における配慮の例)

- 端末を使用する際に良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を 30cm 以上離す (目と画面の距離は長ければ長い方が良い)
- 長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は、20 秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休める

- 端末を見続ける一度の学習活動が長くなるようにする
- 画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整する
- 部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整する（一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げるのが推奨される）
- 就寝1時間前からはICT機器の利用を控える
（睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され、寝つきが悪くなるため）
- これらの留意点について、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、時間を決めてできるだけ遠くを見て目を休めたり、目が乾かないよう意識的に時々まばたきをしたりするなど、リテラシーとして習得する
等

3. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないように、端末やインターネットの特性と個人情報の扱い方を正しく理解しながら使用することが重要であること。

（留意点の例）

- 本人の許可を得ることなく写真を撮ったり、録音・録画したりしない
- 児童生徒が自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）を、誰もがアクセスできるインターネット上に不用意に書き込まない
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせることを、ネット上に書き込まない
等

4. トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み

端末の利用に関する問合せ先や、故障・破損・紛失・盗難、ネット上のトラブル等が発生した場合の対応手順や連絡先を、家庭・保護者と学校・学校設置者の間で共有しておくことが重要であること。

（了）